

第2回 熊本市人権尊重のまちづくり条例検討委員会 議事要旨

【日時】 令和7年(2025年)10月8日(水)午後6時30分～午後8時15分

【場所】 熊本市総合保健福祉センター(ウェルパルくまもと)3階 すこやかホール

【出席委員】 梅澤委員、大森委員、勝本委員、勝谷委員、高橋委員、徳永委員、成原委員(Web出席)、原村委員、松本委員、宮川委員、村山委員、塘林委員

【会議次第】 1 開会

2 第1回検討委員会での主な質問・意見等

3 条例に関する質問・意見等

4 人権に関する講話

◆「憲法、人権、表現の自由」 徳永委員

◆「インターネット上の人権問題」 成原委員

◆「ジェンダー等に関する人権問題」 梅澤委員

5 議事

(1) 他都市の条例の構成について

(2) その他

6 閉会

【配布資料】 資料1…第1回検討委員会での主な質問・意見等

資料2-①…条例に関する質問

資料2-②…条例に関する意見等

資料3…人権尊重に関する条例(人権全般)の構成比較表ほか

(1) 第1回検討委員会での主な質問・意見等

事務局から資料に基づき説明を行った。

(2) 条例に関する質問・意見等

事務局から資料に基づき説明を行った。

(3) 人権に関する講話

◆「憲法、人権、表現の自由」 徳永委員

・ 人権の考え方について(20世紀の世界大戦と「世界人権宣言」)

・ 憲法で定める基本的人権(「あらゆる思想の自由」と「表現の自由」の保障)について

・ 日本における人権課題(表現の自由と人権侵害の防止のバランス)と世界的な潮流

・ 条例における強制力と市民への影響について

- ◆ 「インターネット上の人権問題」 成原委員
 - ・ インターネット上の情報流通の特徴について(無数の発信者、匿名性、拡散の速さと広さ、情報の残りやすさ(デジタルタトゥー)など)
 - ・ インターネット上の人権侵害行為への対処について(表現の自由や法令との関係)
 - ・ ヘイトスピーチに対する他都市の対応例(抑止効果)
 - ・ プラットフォーム事業者等の役割(削除要請と流通情報プラットフォーム対処法)
 - ・ 自治体に求められること(地域の実態の把握、相談体制の整備と被害者支援)
- ◆ 「ジェンダー等に関する人権問題」 梅澤委員
 - ・ 多様な性の在り方(性自認、性的指向、性表現)
 - ・ LGBT(性的マイノリティ)からSOGI(性的指向と性自認)へ(SOGIハラスメント)
 - ・ 「無意識の思い込み」(アンコンシャス・バイアス)への気づきと対応
 - ・ ジェンダー・セクシュアリティと情報発信の在り方(分かりやすい表現への配慮)

(各委員からの発言等)

委員：条例の内容を議論するにあたり、「憲法、人権、表現の自由」のご講話は非常に参考になった。

委員：「インターネット上の人権侵害」に対して相談体制の整備というお話しがあったが、具体的にどういう場面を想定すればいいか。

成原委員：インターネットで誹謗中傷を受けた被害者が、どう対策してもらえるのか、或いはその加害者を特定するにはどうすればいいか、或いは心理的にストレスになっているのでどうすればいいかなどの悩みについて、自治体に相談する場面が想定される。

自治体の職員が専門知識を持っていないときは、法務局や、弁護士会など専門家につなげるなど、相談体制を整備している自治体もあるようだ。

また、興味深いものとしては、人権侵害をしてしまった側(加害者)に対する相談体制を整備している条例もあるようだ。インターネット上では、誹謗中傷やプライバシー侵害を気軽にやってしまうこともある。意図せずに加害者になってしまふことに戸惑ってしまうことがあるかもしれない。人権侵害をしてしまった加害者側の相談体制など、今後、多面的な対策が必要になってくるのではないかと考える。

委員長：「ジェンダー等に関する人権問題」の講話の中で、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)といったものもある。自分が人権侵害しているかもしれないと不安なときに、加害者側からの相談窓口があるというのは好ましいのではないかと思う。

委員：インターネットと誹謗中傷について、人権侵害と訴えられた方は、逆に問題ないと思って

書き込んだと反論するかもしれない。しかし、相手は、それを誹謗中傷と捉えるかもしれない。ではそれを誰が人権侵害と判断するのかだとか、或いはそういう問題を避けようとすると、人権侵害についての規定は、ぼやっとした網掛けしかできないのではないかと思う。どこまで踏み込んだ規制ができるかというのは、すごく難しいのではないかと直感で感じている。

委員：委員のお話しさはよく分かるが、やはり相手との関係性の問題ではないかと思う。

言葉を発するのが怖くなってしまう、人と接するのが怖くなってしまう、そういう条例であつたりするのは、基本的にはよくない。

アンコンシャス・バイアスというは、こういうことが起こり得るという教育や、知識を持っていないと、発見に至らないということもある。それを発見し、思い込みがあるんだと思ったときに相手にとってそれがどうだったのかというのは、相手の反応を見るまでは分からなくなつたときに、どう接すればいいのか、どの言葉を選べば良いのかということになると、ものすごく難しいセンシティブな問題となる。

この条例に関して、ある程度、理念的なものをを目指していくべきだと思いながらも、著しい人権侵害に関しては規制的なものでないと、なかなか抑止できないのではないかと思う。本市にとってどういった条例が必要なのか難しい問題である。

委員：3名の委員方のお話を聞くと、さらにこの条例づくり、悩ましいと思ってしまう。

やはり人によって受けとめ方が違う、条例で文字になつてしまつと細かな補足説明が必要になるが、それも難しいだろうし、逆に抽象的な表現になりすぎると、現実と乖離してしまう。

一人一人の市民が、このまちづくり条例ができたときに、身近なものと感じられるようなものになってもらいたいと思っている。

【議事】

(1) 他都市の条例の構成について

事務局：他都市の条例を参考にしながら、資料に基づき説明を行つた。

次回は、本市の条例としてどのような規定が必要かを検討委員会で審議予定。

(各委員からの質問・意見等)

委員：川崎市の条例には罰金等の規定がある。川崎市が条例を作つて7年ほど経過しているが、実際に罰金が科された事例はあるのか。

事務局：罰金を科した事例はないというふうに聞いている。

委員：規制的な規定を置いている自治体と、実際にその適用状況というのが、分かればおしえてもらいたい。規制を設けていることによって人権侵害を許さないという意思が住民に伝わり抑止できているということもあると思われる。他の自治体のデータがあれば調べてもら

いたい。単に宣言的な条文だけではなく、何かを加えるとしたら、どのあたりまで規定すればいいのか、議論の参考になるのではないか。

事務局：他の自治体の状況を調査し、次回検討委員会で資料を提供したい。

委員：他の自治体の条例で見直し規定を置いているものはあるか。時代が変われば、いろんな人権問題が出てくる。今現在、検討しているものが、今から5年後10年後にそれが時代に合わないという場合も出てくる。時代背景をとらえながら、条例を作っていくべきだと思う。他の自治体では、条例が定められた後、見直しが行われているのかどうかということがわかれれば教えていただきたい。

事務局：本市の自治基本条例では、見直し規定を設けている。また他の都市では首長なり、議会から意見を受けて改正する場合もある。法に基づいていない条例の場合は、そういう形で改正することもある。

最近、条例ができた浜松市は、「社会情勢の変化、市民の意見等勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする」という内容を附則で定めている。

委員：条例策定を計画されている自治体や、既に条例を制定している自治体の状況を視察するなど、実際に自治体を訪れて調査したことはあるのか、資料に参考としている都市はどのように選んだのか。

事務局：条例を制定している政令指定都市についてはすべて参考として掲載している。政令指定都市以外の自治体も、人権に関する条例を制定しているところは多くあるが、政令指定都市以外は掲載していない。都道府県については、最近条例を制定した自治体を選んでいる。人権全般に関する条例というところで資料に載せているため、個別の分野に特化した条例などは、資料に掲載していない。

直接、他の自治体を訪問して調査したことはないが、指定都市の会議などで、情報収集したものを、資料として整理している。

(3) その他

事務局：第3回の検討委員会について日程調整について意見交換を行った。